

第三次地域福祉計画（案）に係る意見公募結果

- 1 意見募集期間 令和5年12月26日（月）～令和5年1月16日（木）
- 2 意見提出 7名の方から意見等をいただきました。
- 3 周知方法・閲覧場所 紫波ネット、町HP、ゆいっとサロン、各地区公民館、図書館、福祉センター等で公開
- 4 意見等及び町の考え方

関連箇所	提出された意見等	回答	備考
	うつ病や双極性感情障害等精神疾患に悩んでいる人達に寄り添った思いやりのあるやさしい社会の構築が必要と思います。	皆さんが安心して健やかに暮らすことができるよう、精神疾患等の正しい理解について普及啓発していきます。	1-1
第3章 P. 23 第4章 P. 25	上記に相応しい人材・職員の育成、確保が不可欠だと思います。	こころの健康不調などに気づき、声をかけ適切な支援につなぐことができるよう全庁の職員が学べるよう取り組んでいます。また、相談対応を行う職員の専門的知識の向上に努めます。	1-2
	自主事業の心の健康づくり講座や医療機関、紫波町社会福祉協議会等関係機関・団体等との連携事業等の充実強化。	こころの健康に係る事業の実施、関係機関等との連携を一層図っていきます。	1-3
	民生委員をはじめ精神患者と接する者の専門研修、接遇等各種研修会等の定期実施	精神関係機関に関係する組織・団体に属する者の研修を実施していきます。	1-4
	精神障害者も社会と共生し一人もとりこぼさない福祉のまち紫波町の実現を強く望みます。	福祉のまち紫波町の実現に向け取り組んでいきます。	1-5
	障がい者でも独身（男女）の方は、人生の相手を探し求める事が生きる力の大きい一助でしょう。	誰もが自らの意思や希望に基づき意思決定ができるよう、また互いに意思や個性を尊重し合えるよう障害に対する理解を広げていきます。	2-1
	生涯（はり合い）人生は、自分が自ら「自分の事として本気で探し、（育て）」自分を今ひとつ見つめ合う事でしょう。		2-2
	どんな形のふれ合い人生でも良いと思います。（お茶飲み、共同生活、趣味的相手、通院等）人生上の相手であれば、今後増々必要な時代になるのではないのでしょうか。	人口減少、高齢化、核家族化などから、地域の様子も変化しています。地域の中で孤立化しないためにもふれ合いの場が必要と考えます。地域での場づくりや活動作りを支援して行きます。	2-3
	障がい者と言わず人間（世の中の一員として）人生明日は我が身と心にしみる今日この頃です。町の良き御指導を賜ります様、切に御願い申し上げます。	全てにおいて我がこととして対応するよう心掛けていきます。	2-4
第1章 1	P. 1 計画策定の背景において、医療的ケア児、ヤングケアラーはどのような問題があるか	医療的ケア児は、在宅生活が基本であることから、預け先が少なく親が就労できない、介護の負担などがあげられます。ヤングケアラーは、過度なケアを長期間続け、心身に不調をきたしたり学業に遅れが出る心配があるほか、進学や就職を諦めたりする	3-1

		ケースもあるとされます。	
第1章1	P.1「福祉従事者の負担の増加」とあるが、なぜ、どのように負担が増加しているか。	福祉サービスの事業量の増、社会情勢による新規事業の構築、解決が困難な相談、緊急対応業務や臨時業務の増により、福祉従事者の負担が増加しています。	3-2
第1章2	P.9 団体と個人が混在しているが適切か	地域における活動の主体を捉えて掲載しており適切と考えます。	3-3
第3章6 第4章	◎再犯防止への取り組み（紫波町再犯防止計画） 第4章3「みんなの支え合いで、安心して暮らせる地域にするために」へ罪を犯した人及びその家族を支援する取り組みを希望します。 全国的な犯罪発生状況は減少傾向にありますが、検挙された犯罪者の再犯率は約半数を占め、受刑後の社会復帰の環境は厳しいと言えます。罪を悔い最出発を目指す者（要支援者）や家族に勇気と希望を与え、地域がそれを受け入れることで支え合い、安心して暮らせる明るいまちづくりへの取り組みを希望します。 ○一人ひとりが出来る取り組み・罪を償い、立ち直ろうとする者への理解を深め拒絶をやめましょう。 ・皆が助け合える環境（地域コミュニティー）を作しましょう。 ・更生支援団体（保護司会、更生保護女性の会等）を支援し、団体が行う活動に積極的に参加しましょう。 ○地域（各種団体・企業等）が出来る取り組み ・更生施設出所後の働く場を提供できる企業の増加をお願いします。 ・立ち直ろうとする者やその家族を見守り、行政などが提供する支援策（経済支援、教育支援等）を知らせ、必要な時の利用を働き掛けましょう。 ・「社会を明るくする運動」を始めとした各種運動を盛り上げ、相互理解と助け合いの機運を醸成しましょう。 ○行政にお願いする支援 ・要支援者及び入所中の家族が暮らせる場（町営住宅等）の提供 ・要支援者への就労支援と働く場の情報提供、受け入れる企業への支援強化 ・経済的困窮者からの相談受理と、各種施策や融資制度等による支援実施 ・青少年の健全育成と学びを求める者への修学支援（教育費の支援等） ・保護観察所、保護司会、警察等の関係機関と連携し再犯防止活動を強化する。 ・岩手県再犯防止計画を支援し、町が担うべく役割を果たしていきます。	再犯防止も安心して暮らせる地域づくりには必要であると考えられることから、計画全体との整合性を図りながら、計画に入れます。	4

	素案のページ4の「人口・世帯数(地区別)」の古館地区の人口の合計の数字が間違っていないか？ それとも年齢区分のどこかの数字に間違いがあるのではありませんか。	同地区の15歳～64歳までの人口に誤りがあり、5,111人に修正します。	5-1
	素案のページ3の令和3年度の「年少人口割合は21.50%」となっていますが、グラフでは12.12%となっており、どちらが正しいのでしょうか。	説明文が誤っており、12.12%に修正します。	5-2
	素案のページ2とページ37の用語解説にある「紫波町地域福祉活動計画」についてですが、社会福祉協議会が策定するとありますが、この計画については下部組織である古館地区社協役員会でも問題になったり討議したことも、見たこともありません。(私だけの認識違いであればお許しください) どのような内容の計画でしょうか。教えてください。	紫波町社会福祉協議会で作成している最中の計画であることから、町からはお示しできないこと、ご理解ください。 (意見受理後、当該協議会のホームページの意見公募に素案が掲載されていることをお伝えした。)	5-3
	素案のページ23の「重点取組事項」の(3)要支援者に係る避難行動の個別計画の作成と運用の検討について、以下の点での提案と質問です。 1. 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)は紫波町地域福祉計画のおおもとになる条文と思いますが、その3項に「市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする」と規定しています。 以上の規定を踏まえて、以下の点で調査、分析し、今回の計画にその結果などを記載するよう提案します。 ○ 紫波町の要支援者に係る避難行動の個別計画は、岩手日報の2022年9月17日付の報道では、個別計画の対象者は405人、計画作成はゼロと報道されています。 近隣の盛岡市27.3%、矢巾町9.7%、雫石町100%、花巻市45.8%となっています。総理府消防庁の資料では、紫波町は令和4年度中に作成するとなっています。こうした現状と個別計画作成の遅れなどについても分析と評価を記載した方がよいと思います。 1. 令和3年2月に改訂された「紫波町地域防災計画」には、「平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有」「避難支援プラン(全体計画、個別計画)の策定」をうたっています。【防災計画 1-2-11 ページ】 また、「町は、民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努める」「町は、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する」とうたっています。【防災計画 1-2-12 ページ】 そのためのマニュアルの作成と地域での話し合いが進むような環境を醸成することを町	本来、現計画の評価を踏まえ計画の立案をするところですが、本計画が理念計画で評価が難しいことから、現計画を基本とし、社会情勢、制度の状況、役場内部、策定委員会の意見を踏まえ、計画の策定作業を進めてきました。 今回策定委員会からも評価の重要性のご意見があったことから、第3次計画については、中間年に行う評価の実施方法について検討していきます。 要支援者に係る避難行動の個別計画については、地域福祉計画の横に位置する防災計画の主管課において、今まで災害個所の洗い出し、自主防災組織のリーダー研修や代表者との協議、関係機関との協議などを行い、今般庁内調整を経て、令和4年度内に試行によりモデルケースとして個別計画を策定する予定です。今後、地域福祉計画の重点取組事項とし計画に記載することからも、防災計画主管課を中心にモデルケースの策定過程などを検証し個別計画策定をその他の課題の検討とともに進めていきます。	5-4

	の仕事として規定しています。【防災計画 1-2-14 ページ】 素案のページ2の「4 他の計画との関係」において、「この紫波町地域福祉計画は、保険・福祉関連事業計画の上位に当たる理念計画である」とあります。そうであれば、防災計画とその担当課との連携と調整を図って、①で述べた、現状と分析、評価を行って、実効ある計画にする必要があると考えます。そのことを計画に織り込むことを願って提案とします。		
	紫波町は昭和30年4月の町制施行に伴って策定した「紫波町建設計画」始まり、平成13年3月の「紫波町総合計画」（第1次総合計画）から平成23年度を基準年次とした「第2次紫波町総合計画」に取り組み、現在では令和2年度より「第3次紫波町総合計画」が行われています。その中で「紫波町地域福祉計画」、所謂『しあわせづくり福祉プラン』が策定施行されてきました。それを年次的に追ってみると、想定された人口減少・高齢化社会傾向による社会変化の中、平成12年の公共・地方自治体の変換などその都度の特質的な政策の方向性に沿った事業計画を着実に進めてきたと思います。 「紫波町は、引き続き、町の“強み”である「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」を基本と原則に、楽しく活力ある「環境と福祉のまち」の実現に向け取り組みます」とある令和5年度から始まる『第3次しあわせづくり福祉プラン』をアンケートから読み解くと、「紫波町地域福祉計画」に対する住民の期待の大きさが伺われます。 アンケートに現れた結果は、まさしく紫波町もしくは日本全体の地方自治体の社会的課題であり問題です。と共に行政と住民との意識に希離も伺われます。 行政は地域における問題や課題に住民の自助による一人ひとりの自覚の確立が、解決方法と考え、住民は行政の窓口相談し、解決方法に行政による福祉政策の充実を求めています。 これらの傾向はこの問題に限らず、地方自治体が抱えた社会構造に起因しています。 紫波町は宅地開発により、中央部は若い世代の人口や世帯増加し、東部西部ははんたいの傾向にあります。 紫波町の広報による町財政の予算・決算書を見ると中央政府から、地方の「発意」と「多様性」を重視した取組みを求められているとした、交付金や公債費の増加などに伴い、将来にわたって負担が重い状況が続いています。その中であって、限られた財源を効率的に運用し、持続可能な計画運営を行うために、且つ多くの人から、この町に「暮らしてみたい」、「暮らしてよかった」と思	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制やその実施についてご提案の「総合的地域コミュニティの集会」、「横断した庁内部門の設立」も含め、紫波町や地域性にあったものの、実施時期などを検討していきます。 本計画の掲げる理念の下、地域福祉を支える各種団体などが普段の活動を生かし他団体との連携、協力を行っていくことが、地域の支え合いに、また地域課題の解決につながっていくものと考えています。町としては、活動の継続につながるブランド化と人材育成の視点を念頭に置きながら、このような広がりを進めるため、地域福祉を支える各種団体などとともに各団体が集まる場や活動、きっかけづくりを支援するとともに、各地区においても同様に取り組んでいただけるよう働きかけていきます。	6

	ってもらえる将来像を改めて考える必要があります。 結果から言えば、理想として行政が住民の自覚による自助による課題解決を求めている現実を認めざるを得ないでしょう。また問題提起や対策計画が多岐に渡っている割に、社会福祉協議会に特異的な依存性が見られます。 これらから「紫波町地域福祉計画」を考えると、計画目標の中で取り上げられていた「地域の様々な範囲」「部門横断的な取り組み」を初期的対処方法として、「地域範囲」を（総合的地域コミュニティの集会）・「部門横断」を（横断した庁内部門の設立）として検討していただきたいと思っています。 岩手県が企画した高齢者の「シルバー・リハビリ体操」を平成27年から参加した紫波町介護課地域包括支援センター事業に携わり、この活動を継続させるにはブランド化と人的育成が必要だということを考えています。高齢者組織のみならず、子育て支援組織、教育施設、種々の場所で活動することによってまちづくり・集い場づくりに活動したいと考えています。 紫波町は他所に先駆けて公民連携事業（P.P.P）に取り入れてブランドイメージを作り上げました。同様に考え町内が一体となる計画・組織によって応援していただけることを望みます。		
第2章1	P.4 人口の区分で65歳以上、14歳以下とあるが、就労している高齢者、生産人口、高校生など実態を考えると区分は適切か。	統計上において人口構造を表す指標であり総人口に占める年齢3区分別人口の割合を指す年齢構造係数として、国をはじめどの自治体でも使用している区分であること、比較など活用ができることなどから適切であると考えます。	7-1
第2章1	P.6 以後「障がい者福祉の状況 障害者手帳所持者数等の推移」のタイトルについて、「～状況」までを取って、その後の部分だけでいいのでは。	ご意見のとおり、分かりやすいよう統計に係る表題のみに整理します。	7-2
第2章2	P.9「(24) 生活支援体制整備事業“協議体”」とは何か	この協議体は、町が設置したもので、構成員それぞれの立場で高齢者へのサービスや事業の情報交換を行っています。構成員は、岩手中央農業協同組合、日本郵便(株)、シルバー人材センター、町商工会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、介護支援専門員、生活支援コーディネーターです。	7-3
第3章1	P.19「一人一人」の表記はいいか	公用文における用字用語の表記を使用しました。	7-4

第3章1	P.20「皆さんが」は「みんなが」とか「誰もが」とかのほうがいいのでは	「皆さん」については、第一次計画から「その地域で暮らしている人々」と定義づけています。この計画においても同様に捉えていることから用語集に記載し、表記はこのままとします。	7-5
第3章1	P.20「安心・安全づくり」は、安心と安全が反対ではないか。	表記としてはどちらも存在し国でも使用しているが、安心の視点を優先し、この表記を使用しました。	7-6
第3章6	「部署横断的な取組」の部署は役場のことを指すか。	ここは役場の組織に限らず、各分野の福祉全体を指すものとするのが適切であり、内容と他の項目とのバランスを考え、「共通の取組」と修正します。	7-7
第3章7	「社会福祉協議会」は「紫波町社会福祉協議会」と標記したほうがよいのでは	ご意見のとおり、修正します。	7-8
第4章2	P.27「市民活動支援センター」とは何か	「ゆいっとサロン」を指しており、当該センターは交流、活動の支援を行っています。	7-9